

秋田市手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年1月24日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第1号

秋田市手数料条例の一部を改正する条例

秋田市手数料条例（平成12年秋田市条例第4号）の一部を次のように改正する。

別表第1第1号中「第120条第1項」の次に「、第120条の2第1項」を加え、「磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部もしくは一部を証明した書面」を「戸籍証明書」に改め、同表第2号の次に次のように加える。

(2)の2 戸籍法第120条の3第2項の規定に基づく戸籍電子証明書提供用識別符号の発行（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法（総務省令で定めるものに限る。以下この号および第4号の2において同じ。）により戸籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合（当該発行に係る戸籍電子証明書の請求が同項の規定により同項に規定	戸籍電子証明書 提供用識別符号 発行手数料	戸籍電子証明書 提供用識別符号 1件につき400円
--	-----------------------------	---------------------------------

<p>する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。)における当該発行および戸籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る戸籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該戸籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する戸籍の謄本もしくは抄本又は戸籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。)</p>		
---	--	--

別表第1第3号中「第120条第1項」の次に「、第120条の2第1項」を加え、「磁気ディスクをもって調製された除かれた戸籍に記録されている事項の全部もしくは一部を証明した書面」を「除籍証明書」に改め、同表第4号の次に次のように加える。

<p>(4)の2 戸籍法第120条の3第2項の規定に基づく除籍電子証明書提供用識別符号の発行（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により除籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合（当該発行に係る除籍電子証明書の請求が同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。）における当該発行および除籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る除籍電</p>	<p>除籍電子証明書 提供用識別符号 発行手数料</p>	<p>除籍電子証明書 提供用識別符号 1件につき700円</p>
--	--------------------------------------	--

子証明書の請求を行う者が同時に当該除籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する除かれた戸籍の謄本もしくは抄本又は除籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。)		
---	--	--

別表第1第5号中「又は同法」を「、同法」に改め、「事項の証明書の交付」の次に「又は同法第120条の6第1項の規定に基づく届書等情報の内容の証明書の交付」を、「届出等の受理」の次に「又は届書等情報の内容」を加え、同表第6号中「事務」の次に「又は同法第120条の6第1項の規定に基づく届書等情報の内容を表示したものを閲覧に供する事務」を、「届書等」の次に「又は届書等情報の内容を表示したもの」を加え、「1件」を「又は届書等情報の内容を表示したものの1件」に改める。

附 則

この条例は、令和6年3月1日から施行する。